

（第 28 号議案）

中野区営住宅条例の一部改正について

1 趣旨

「地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律（平成 23 年法律第 37 号）」により、公営住宅法（昭和 26 年法律第 193 号）が改正され、同居親族要件が廃止され、これに伴い公営住宅法施行令（昭和 26 年政令第 240 号）の単身入居資格の規定が削除される。

そのため、区営住宅の入居資格のうち必要な事項については、新たに規定する必要がある。

2 改正内容

現行の中野区営住宅条例は、同居親族要件を規定しているが、高齢者、身体障害者、その他居住の安定を図る必要がある単身者にあっては、公営住宅法施行令の単身入居資格の規定を引用していたため、従前の公営住宅法施行令で定められている内容を新たに規定する。

3 施行時期

平成 24 年 4 月 1 日

中野区営住宅条例新旧対照表

改正案	現行
第1条～第5条 (略) (申込資格) 第6条 区営住宅の使用を申し込むことができる者（以下「有資格者」という。）は、次の各号（高齢者、身体障害者その他の特に居住の安定を図る必要がある者にあつては、第2号から第4号まで）の条件を備える者で、かつ、中野区内に引き続き2年以上居住している者でなければならない。 (1) 現に同居し、又は同居しようとする親族（婚姻の届出をしないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者その他婚姻の予約者を含む。）があること。 (2) その者の収入がア、イ又はウに掲げる場合に並び、それぞれア、イ又はウに掲げる金額を超えないこと。 ア 使用者が身体障害者である場合その他の<u>地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律の一部の施行に伴う国土交通省関係政令の整備等に関する政令（平成23年政令第424号）第1条の規定による改正前の公営住宅法施行令（以下この号において「旧令」という。）第6条第4項で定める場合</u> <u>旧令</u>第6条第5項第1号に規定する金額 イ 区営住宅が、法第8条第1項若しくは第3項若しくは激甚災害に対処するための特別の財政援助等に関する法律（昭和37年法律第150号）第22条第1項の規定による国の補助に係るもの又は法第8条第1項各号の<u>いずれかに該当する場合</u>において区長が災害により滅失した住宅に居住していた低所得者に転貸するため借り上げるものである場合 <u>旧令</u>第6条第5項第2号に規定する金額 ウ ア及びイに掲げる場合以外の場合 <u>旧令</u>第6条第5項第3号に規定する金額 (3) 現に住宅に困窮していることが明らかな者であること。 (4) その者及びその者と同居し、又は同居しようとする者が暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6	第1条～第5条 (略) (申込資格) 第6条 区営住宅の使用を申し込むことができる者（以下「有資格者」という。）は、次の各号（高齢者、身体障害者その他の特に居住の安定を図る必要がある者として<u>令第6条第1項で定める者</u>にあつては、第2号から第4号まで）の条件を備える者で、かつ、中野区内に引き続き2年以上居住している者でなければならない。 (1) 現に同居し、又は同居しようとする親族（婚姻の届出をしないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者その他婚姻の予約者を含む。）があること。 (2) その者の収入がア、イ又はウに掲げる場合に並び、それぞれア、イ又はウに掲げる金額を超えないこと。 ア 使用者が身体障害者である場合その他の<u>令第6条第4項で定める場合</u> <u>令第6条第5項第1号に規定する金額</u> イ 区営住宅が、法第8条第1項若しくは第3項若しくは激甚災害に対処するための特別の財政援助等に関する法律（昭和37年法律第150号）第22条第1項の規定による国の補助に係るもの又は法第8条第1項各号の<u>一に該当する場合</u>において区長が災害により滅失した住宅に居住していた低所得者に転貸するため借り上げるものである場合 <u>令第6条第5項第2号に規定する金額</u> ウ ア及びイに掲げる場合以外の場合 <u>令第6条第5項第3号に規定する金額</u> (3) 現に住宅に困窮していることが明らかな者であること。 (4) その者及びその者と同居し、又は同居しようとする者が暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6

号に規定する暴力団員（以下単に「暴力団員」という。）でないこと。

- 2 前項に規定する高齢者、身体障害者その他の特に居住の安定を図る必要がある者は、次の各号のいずれかに該当する者とする。ただし、身体上又は精神上著しい障害があるために常時の介護を必要とし、かつ、居宅においてこれを受けることができず、又は受けることが困難であると認められる者を除く。

(1) 60歳以上の者

- (2) 障害者基本法（昭和45年法律第84号）第2条第1号に規定する障害者でその障害の程度がアからウまでに掲げる障害の種類に応じ、それぞれアからウまでに定める程度であるもの

ア 身体障害 身体障害者福祉法施行規則（昭和25年厚生省令第15号）別表第5号の1級から4級までのいずれかに該当する程度

イ 精神障害（知的障害を除く。以下同じ。） 精神保健及び精神障害者福祉に関する法律施行令（昭和25年政令第155号）第6条第3項に規定する1級から3級までのいずれかに該当する程度

ウ 知的障害 イに規定する精神障害の程度に相当する程度

- (3) 戦傷病者特別援護法（昭和38年法律第168号）第2条第1項に規定する戦傷病者でその障害の程度が恩給法（大正12年法律第48号）別表第1号表ノ2の特別項症から第6項症まで又は同法別表第1号表ノ3の第1款症であるもの

- (4) 原子爆弾被爆者に対する援護に関する法律（平成6年法律第117号）第11条第1項の規定による厚生労働大臣の認定を受けている者

- (5) 生活保護法（昭和25年法律第144号）第6条第1項に規定する被保護者又は中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）第14条第1項に規定する支援給付（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律の一部を改正する法律（平成19年法律第127号）附則第4条第1項に規定する支援給付を含む。）を受け

号に規定する暴力団員（以下単に「暴力団員」という。）でないこと。

ている者

(6) 海外からの引揚者で本邦に引き揚げた日から起算して5年を経過していないもの

(7) ハンセン病療養所入所者等に対する補償金の支給等に関する法律（平成13年法律第63号）第2条に規定するハンセン病療養所入所者等

(8) 配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律（平成13年法律第31号。以下この号において「配偶者暴力防止等法」という。）第1条第2項に規定する被害者でア又はイのいずれかに該当するもの

ア 配偶者暴力防止等法第3条第3項第3号の規定による一時保護又は配偶者暴力防止等法第5条の規定による保護が終了した日から起算して5年を経過していない者

イ 配偶者暴力防止等法第10条第1項の規定により裁判所がした命令の申立てを行った者で当該命令がその効力を生じた日から起算して5年を経過していないもの

3 区長は、入居の申込みをした者が前項ただし書に規定する者に該当するかどうかを判断しようとする場合において必要があると認めるときは、当該職員をして、当該入居の申込みをした者に面接させ、その心身の状況、受けることができる介護の内容その他必要な事項について調査させることができる。

4 区長は、使用者を公募する場合において、供給する住宅の戸数及び専用面積等並びに中野区内の住宅困窮者の状況等を勘案して必要があると認めるときは、第2項各号に掲げる者が申し込むことができる区営住宅を別に割り当てることができる。

5 前各項に定めるもののほか、区長は、供給する住宅の戸数が著しく少ない場合その他特に必要があると認めるときは、有資格者の条件について制限を加えることができる。

（申込資格の特例）

第6条の2 区営住宅の用途の廃止により当該区営住宅の明渡しをしようとする使用者が、当該明渡しに伴い、他の区営住宅に使用の申込みをした場合においては、その者は、前条第1項各号に掲げる条件を備える者とみなす。

2 区長は、使用者を公募する場合において、供給する住宅の戸数及び専用面積等並びに中野区内の住宅困窮者の状況等を勘案して必要があると認めるときは、法第23条の政令で定める者が申し込むことができる区営住宅を別に割り当てることができる。

3 前2項に定めるもののほか、区長は、供給する住宅の戸数が著しく少ない場合その他特に必要があると認めるときは、有資格者の条件について制限を加えることができる。

（申込資格の特例）

第6条の2 区営住宅の用途の廃止により当該区営住宅の明渡しをしようとする使用者が、当該明渡しに伴い、他の区営住宅に使用の申込みをした場合においては、その者は、前条第1項各号に掲げる条件を備える者とみなす。

2 前条第1項第2号イに掲げる区営住宅の利用者は、同項各号（高齢者、身体障害者その他の特に居住の安定を図る必要がある者として<u>同条第2項各号に掲げる者</u>にあつては、<u>同条第1項第2号及び第3号</u>）に掲げる条件を備えるほか、当該災害発生の日から3年間は、なお当該災害により住宅を失った者でなければならない。 第7条～第37条（略） 附 則（略） 別表（略） <u>附 則</u> <u>（施行期日）</u> <u>1 この条例は、平成24年4月1日から施行する。</u> <u>（経過措置）</u> <u>2 平成18年4月1日前に50歳以上である者の中野区営住宅の申込資格については、この条例による改正後の中野区営住宅条例第6条第2項第1号の規定にかかわらず、なお従前の例による。</u>	2 前条第1項第2号イに掲げる区営住宅の利用者は、同項各号（高齢者、身体障害者その他の特に居住の安定を図る必要がある者として<u>令第6条第1項で定める者</u>にあつては、<u>前条第1項第2号及び第3号</u>）に掲げる条件を備えるほか、当該災害発生の日から3年間は、なお当該災害により住宅を失った者でなければならない。 第7条～第37条（略） 附 則（略） 別表（略）
---	---